

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組等について

■ 児童青少年課が所管する子どもの居場所（児童館等）

主な施設 （事業）	施設（事業）の概要	令和 6 年度	基本方針に基づく主な取組		
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
児童館	○ 0 歳から 18 歳までの児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき設置している児童厚生施設です。 ○ 現在の児童館が果たしている主な機能・役割は、以下のとおりです。 ➤ 子どもの安全・安心な居場所の提供 ➤ 遊びを通した子どもの健全育成・成長支援 ➤ 子どもの参画による活動の推進 ➤ 困難を抱える子どもや家庭への支援 ➤ 子育て支援 ➤ 子ども・子育てを支えるネットワークづくり	設置数 25 館 ⇒将来的に 32 館へ ※ 平成 26 年度に計画化した児童館再編の取組により、この間、児童館施設を子ども・子育てプラザに転用するなど、計画化当時 41 館あった児童館は、25 館になりました。 【基本方針から】 ○ これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在の児童館が果たしている機能・役割を強化し、存置又は整備していきます。 （機能強化の視点） ○ 児童館が果たしている機能・役割を基礎としながら、主に以下のような機能を強化し、地域における多様な子どもの居場所づくりの拠点となることを目指します。 ➤ 福祉的課題への対応力の強化 ➤ 子どもの参画（子どもが意見を述べる場の提供）の充実 ➤ 担当地域内の子どもの居場所のネットワークづくり ➤ 多様な担い手による子どもの居場所づくり、居場所の運営への支援 ➤ 障害のある子どもや外国籍の子どもなど、様々な状況に置かれた子どもが安心して過ごすことができるインクルーシブな環境づくり ○ また、災害時に子どもの遊びの機会等を確保するために児童館が果たすべき役割についても改めて整理し、充実を図っていきます。 （児童館の配置の考え方） ○ 子どもが歩いていける距離（毎分 60mで徒歩 15 分程度で移動できる距離（およそ 900m））を勘案し、中学校の各学区域に 1 所整備していくことを目指します。 ○ 現時点において、中学校区に児童館が存しない地域（7 中学校区）では、今後、学校や他の区立施設の改築等がある際に、他施設との併設や複合化を前提に、新たな児童館の整備について検討を行います。	（設置数 25 館） 現場職員によるプロジェクトチームにおいて、機能強化の取組（具体的内容等）を検討 新規整備の検討	（設置数 25 館） 取組開始に向けた準備 新規整備の検討	（設置数 25 館） 順次、機能強化の取組を開始 新規整備の検討
放課後等居場所事業	○ 放課後に区立小学校を使用して実施する小学生を対象とした居場所で、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動を行う事業です。区が実施主体となり、平日と土曜日（祝日除く）に通年で実施しています。	事業実施校数 17 校 ⇒将来的に 40 校へ ※ これまでは児童館再編の取組の一環（児童館に替わる小学生の居場所づくり）として実施してきました。 【基本方針から】 ○ 小学生にとって身近な学校施設が小学生の安全・安心な居場所となるよう、今後は、すべての小学校（40 校）に段階的に拡充していきます。 ○ 校庭・体育館の利用時間の充実や、諸室の利用拡大、おやつ提供などを行い、放課後等居場所事業の充実を図ります。	3 校で新規実施（累計 20 校） おやつ提供のあり方等を検討	10 校で新規実施（累計 30 校） おやつ提供実施準備	9 校で新規実施（累計 39 校） おやつ提供開始
学童クラブ	○ 保護者が就労などにより昼間留守になる家庭の小学生を対象とした放課後の遊びと生活の場を提供する事業です。	設置数 53 クラブ（児童館内設置 24 クラブ、学校内等単独設置 29 クラブ） 【基本方針から】 ○ 行き帰りの安全面を考慮し、引き続き、小学校の改築の機会などをとらえて、小学校内又は小学校近接地への整備を検討していきます。 ○ 放課後等居場所事業の全校実施や事業の充実により、成長段階に応じて安全・安心に過ごせる環境が全小学校内に整うことから、学童クラブの利用対象を、原則として、小学 1 年生から 3 年生まで（障害等により特別な支援を要する子どもは 6 年生まで）とします。	校内移転等の検討 利用対象見直しの検討	校内移転等の検討 利用対象見直しの準備	校内移転等の検討 新たな利用対象による受入開始

主な施設 (事業)	施設（事業）の概要	令和 6 年度	基本方針に基づく主な取組		
			令和 7 年度 (設置数 7 所)	令和 8 年度 (設置数 7 所)	令和 9 年度 (設置数 7 所)
子ども・子育てプラザ	○ 子育て支援サービス・事業を総合的・一体的に行う、地域の子育て支援拠点となる施設です。	設置数 7 所 【基本方針から】 ○ 地域の子育て支援拠点として、引き続き、乳幼児親子が安心して過ごせる居場所やロビーワークを通じた子育ての身近な悩み相談等を実施するほか、乳幼児期の豊かな遊びと体験機会の提供、保護者の子育て支援について、令和 7 年度から順次、充実を図ります。 ➤ 乳幼児が様々な遊びや体験に触れることができるイベントをより一層増やしていきます。 ➤ 「ほめて育てる講座」などの子育て支援のための講座・講習を充実するとともに、必要な子育て支援サービスの情報提供や利用相談を行う利用者支援事業の充実を図ります。	充実	充実	充実
ゆう杉並	○ 児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき設置している児童厚生施設で、ゆう杉並は区内唯一の中・高校生向けの児童館として設置しています。	設置数 1 所 【基本方針から】 ○ 自主企画事業や、オフィシャル部活動、中・高校生運営委員会活動などの中・高校生が主体的に参画できる事業について、令和 7 年度から、より一層の充実を図っていきます。 ○ また、中・高校生機能優先児童館の整備にあわせて、ゆう杉並が培ってきた中・高校生世代への適切な対応や活動支援、運営への参画等のノウハウを中・高校生機能優先児童館に共有し、必要な助言・サポートを行う役割を担っていきます。	(設置数 1 所) 充実	(設置数 1 所) 充実	(設置数 1 所) 充実
中・高校生機能優先児童館の整備	(新規の取組)	設置数 なし ⇒将来的に 7 館の指定へ 【基本方針から】 ○ 児童館のうち 7 館(7 地域に各 1 館)を「中・高校生機能優先館」に位置付け、中・高校生の居場所機能の充実を図ります。 ○ 中・高校生機能優先館では、開館時間の延長や、中・高校生のニーズを踏まえた諸室の整備(楽器練習室、ダンス練習ができる多目的室、自習スペースなど)、中・高校生の運営への参画などを想定していますが、今後、中・高校生機能優先館とする児童館を選定した上で、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和 9 年度から順次、移行していきます。	中・高校生ワークショップの実施 (中・高校生等の意見聴取)	優先館への移行準備	移行 1 館

■ 公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実

公園・図書館・集会施設・スポーツ施設
【基本方針から】 ○ 今回実施した子どもアンケート、子どもヒアリング、子どもワークショップでは、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設も、子どもの貴重な居場所の一つとなっていることを改めて確認することができました。 ○ 今後、子どもが選択可能な多様な居場所を地域に増やしていくためには、主に子どもを対象とする施設や事業だけではなく、こうした既存の地域資源を活用する視点が必要不可欠です。 ○ また、子どもの意見聴取では、ボール遊びができる公園やスポーツ施設を求める声が多くあったほか、中・高校生を中心に、自習できるスペースの充実を求める意見が多く寄せられました。 ○ こうしたことから、子どもの居場所の一翼を担っている公園、図書館、集会施設、スポーツ施設において、今回多く見られた子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

■ 個別のニーズに応じた居場所づくり

障害のある子ども・不登校の状態にある子ども・生活困窮世帯の子ども・外国籍や外国につながる子ども
【基本方針から】 ○ 児童館や放課後等居場所事業などは、すべての子どもがより利用しやすい環境となるよう、居場所機能の充実を図っていくこととしているところですが、一方で、子どもの個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりを進めることも大変重要な取組になります。 ○ そのため、すべての子どもを対象にした居場所づくりや子どもの成長段階に応じた居場所づくりにあわせて、個別のニーズに応じた居場所づくりの充実にも取り組んでいきます。